

特記仕様書

第1条

- 1 本特記仕様書は、令和8～10年度広島高速道路維持修繕工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」(令和7年8月)に基づき実施しなければならない。

第2条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 検査について

- (1) 本工事は、令和8年度末、令和9年度末に一部完成検査を、令和10年度末に完成検査を実施する。
- (2) 検査日は、別途監督員より通知する。

2 契約期間及び工期について

契約期間は、契約締結の日から令和11年3月31日までとする。

工期は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、契約締結後、工期開始までの期間については主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

3 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

4 コンクリート構造物における型枠間固定部材（Pコン等）の穴埋め補修について

穴埋めを行う材料及び施工方法について事前に監督職員と協議し、施工計画書に記載すること。

また、その履行について監督職員に確認を受けること。履行確認の方法、頻度についても事前に監督職員と協議すること。

5 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第54条第3項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書1-1-1-5（コリンズへの登録）により、工事実績情報システム（コリンズ）へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

6 建設発生土

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）

への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

7 対象区間について

本工事は、以下の供用区間を対象としている。

路線名	延長	区間
高速1号線	6.5km	広島市東区福田町～広島市東区温品二丁目
高速2号線	5.9km	広島市東区温品町～広島市南区仁保沖町
高速3号線	7.7km	広島市南区仁保沖町～広島市西区觀音新町四丁目
高速4号線	4.9km	広島市西区中広町一丁目～広島市安佐南区大塚東町
計	25.0km	

8 安全対策について

- (1) 工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、道路上での作業は交通誘導警備員を配置し、一般交通の安全と円滑な交通の流れを図ること。なお、交通誘導警備員は他の者と識別できる服装で交通誘導作業に従事すること。
- (2) 交通誘導員の配置場所等は、監督職員と事前に協議すること。
- (3) マツダ内監視員は、マツダ工場内に立入る際に配置が必要となる監視員である。
なお、配置にあたっては、マツダ工場での作業監視の許可を受けている監視員でなければならない。
- (4) 工事車両には以下の車両幕を設置すること。



普通車用車両幕 例



大型車用車両幕 例

(5) 工事用標識車を、令和8年4月1日から令和11年3月31日の間、以下の通り常駐させること。

使用対象 路線	工事用標識車(2t級)	待機場所
	ソーラー式・LED式 規制標識板車載型	
全路線	1台	馬木基地・府中基地・温品基地 沼田基地のいずれか

9 施工について

1) 道路維持作業

(1) 道路点検工

a) 日常点検工及び臨時点検工

- 日常点検工及び臨時点検工は、広島高速道路全線において「道路構造物の点検要領(案)共通編 土木構造物編」(平成31年3月 広島高速道路公社制定) (以下「点検要領」という。)に定める日常点検及び臨時点検を実施すること。

なお、日常点検は、点検要領に定める頻度を必ず履行し、点検結果については、速やかに監督職員に提出するとともに本公社の保全情報管理システムへ入力すること。

また、臨時点検工は、監督職員の指示に従い、履行すること。

点検内容により別途作業員や専任の交通誘導警備員が必要となる場合は監督職員と協議すること。

- 災害時点検は、防災の観点から現地の状況を把握し、その状況を監督職員に報告すること。

b) 路上支障物撤去工

- 通行上支障となる落下物や動物の死骸等を撤去し処理すること。

(2) 道路清掃工

- 路面清掃工、排水施設清掃工及び構造物清掃工は、道路点検工における調査結果の報告により、監督職員がその必要性を判断し作業の実施を指示する。なお、排水施設の詰まりや構造物の汚れ等を確認した場合には、監督職員へ正確に報告すること。
- 清掃作業終了後は、実施報告書及び記録写真を速やかにとりまとめて提出すること。
- 収集した塵芥及び土砂等は、路上に堆積することなく直ちに処分すること。

また、一般通行車両及び近隣住民へ迷惑を及ぼさないよう万全の措置を講ずること。

(3) 除草工

- 道路除草作業は、監督職員が必要性を判断し作業の実施を指示するものとする。監督職員から指示があった場合には、遅延なく速やかに作業に着手すること。
- 除草作業終了後は、実施報告書及び記録写真・作業面積計算書を速やかにとりまとめて提出すること。
- 除草した草は、路上に堆積させることなく直ちに処分すること。

また、一般通行車両及び近隣住民に迷惑を及ぼさないよう万全の措置を講じ、処分にあたっては廃棄物に関連する法令を遵守すること。

(4) 雪氷対策工

- 雪氷対策は別途定める「雪氷対策実施要領」に基づき実施する。
- 実施期間は、以下のとおり。

年 次	期 間
令和8年度	令和8年12月1日～令和9年3月31日
令和9年度	令和9年12月1日～令和10年3月31日
令和10年度	令和10年12月1日～令和11年3月31日

- 雪氷対策について、あらかじめ施工計画書を作成すること。
- 散布に使用する凍結防止剤は、発注者より支給する。
- 凍結防止液散水車・除雪機械及び工事用標識車は、以下のとおり待機場所に常駐させること。

路線	凍結防止液散 水車 (タンク容量 3,800L)	ホイールローダ (1.2m ³ 級) チーン装着	クレーン装置付き トラック (4～4.5t級・2.9 t吊)	工事用標識車(2t級)
				ソーラー式・LED式 規制標識板車載型
1号線	2台	1台	—	2台
2号線	2台	—	1台	2台
3号線	2台	—	—	2台
4号線	1台	1台	—	1台

- ※ 雪氷期間中の各車両の待機が完了した際は監督職員に報告すること。
- ※ 雪氷対策関係車両の車両種別及び台数は、気象条件等に伴い増減する場合がある。
- ※ 雪氷対策関係車両の車両種別及び台数が当初の見込みから変更になると場合は、別途指示する。
- 上表以外に広島高速道路公社より凍結防止剤湿潤式散布車を1台貸与する。
使用にあたっては、大型自動車免許(大型免許)の取得者を確保すること。
- 作業要員配置について以下に示す。
 - ① 作業要員の構成は各路線ともに、連絡要員、巡回要員及び散布補助要員として普通作業員、散布要員として一般運転手、除雪要員として特殊運転手の配置を見込んでいる。気象予測等により、その都度監督職員等が配置要員及び時間を指示する。
なお、作業実施後は作業要員の配置時間及び機械運転時間等の実績報告書を速やかにとりまとめて提出すること。
 - ② 雪氷対策時の作業要員は、必要に応じ維持修繕工事詰所へ待機を指示する。
 - ③ 作業員の待機場所については、馬木管理基地、宇品管理基地、沼田管理基地を使用すること。その他、待機に関する対応については必要に応じて監督職員と協議すること。

2) 道路修繕工事（事故発生等による修繕）

- 事故発生等により道路施設の損傷行為が発生した場合は、その都度、修繕の指示を行う。そのうち原因者負担工事に関しては事故発生後速やかに修繕するものとする（軽微なものは事故発生後3か月以内、材料手配に時間を要するもの等は6か月以内）。また通行止めが必要等の理由がある場合は、監督職員と調整すること。

3) 現場事務所の設置について

- ・ 現場事務所は、宇品管理基地の敷地を利用して設置することができる。
設置に際しては、使用範囲を特定し交通管理課へ必要な手続きを行った後、設置すること。その他、広島高速道路公社が管理する敷地を使用することが必要となつ際は、監督職員と協議のうえ使用すること。

10 遠隔地からの労働者確保について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。
營繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
 - ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上げ費)の割合：14.93%
 - イ 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)：1.18%
- (3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあっては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区的指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4)

リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

1.2 交通誘導警備員の配置について

交通誘導にあたって、「平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic_keibi.pdf 参照）」によることとし、自家警備を行う場合は、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの、又は過去3年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体（（一社）広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものを配置することとする。

なお、自家警備を行う場合の労務単価は設計変更の対象としない。

1.3 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。

ア 補正方法

- (ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正值を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正是「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正值を合計し、2%を上限とする。
 - (イ) 真夏日率＝工期期間中の真夏日 ÷ 工期
 - (ウ) 補正值（%）＝真夏日率 × 1.2
- イ 補正值の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

1.4 週休2日適用工事等について

本工事は月単位の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）であり、「広島高速道路公社週休2日適用工事等実施要領（令和7年7月）」に基づき実施するものとする。

1.5 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならぬ。
- (2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第55条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

1.6 架空線の防護管に要する費用の取扱いについて

工事区域上空の架空線の防護管に要する必要については、現在、見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護線施工会社(以下、「架空線管理者等」という)との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、広島高速道路公社の占用物件となっているNTTケーブルの防護管取付に係る費用はNTT負担とし、受注者が支払うことは要しない。

1.7 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人に関し、別添「主任技術者等の兼務制限の緩和について」に定める要件に該当する場合は、他の工事との兼務を認めることとする。

なお、本件工事の落札者において当該緩和措置を受けようとする場合は、様式第1号を提出し、当公社より承認を得るものとする。

※様式等については、「広島高速道路公社ホームページ」に掲載している。

<https://www.h-exp.or.jp/technology/shiryou/>

1.8 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督職員と協議して決定するものとする。

別添

主任技術者等の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限	請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限
8,000万円	兼務不可 『緩和』 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000万円	兼務不可 『緩和』 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 『緩和』 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可		兼務不可 『緩和』 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
4,000万円	兼務不可 『緩和』 5件以内 ○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る	4,000万円	兼務不可 『緩和』 5件以内 ○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る
	兼務制限なし		
500万円 (1,500万円)			

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。